

# 公益社団法人豊中市シルバー人材センター

## 安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人豊中市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 就業先との往復時、交通ルールを守るとともに交通事故に注意すること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、就業に際しては、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業先との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイの運転には、十分注意すること。

2 会員は、車両が通行する路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子、腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であることを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設

置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認しなければならない。

3 会員は、作業前点検および作業中において、不良箇所あるいは異常を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診査等を進んで受けるよう心がけなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業先との往復時や就業中にけがをしたとき又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

(基準の改廃)

第13条 この基準の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則

この基準は、平成2年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から実施する。

作業別安全就業基準1 (作業名:植木剪定)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 足元が5 m以上の高さでは作業しないこと。 なお、足場板の設置高さは2 m以下とすること。</li> <li>4. ブロック塀等の上に立って作業しないこと。</li> <li>5. 安全帽は、必ず着用すること。</li> <li>6. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服の袖口、ズボンの裾は、締まったものを着用すること。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 (地下足袋、運動靴等)。</li> <li>7. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>8. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>9. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>10. 斜面での作業は、滑り易いので、十分注意すること。</li> <li>11. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>12. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。</li> <li>13. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>14. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	安全帽
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上から2 m以上の樹上での作業をする場合は、安全帯を使用すること。</li> <li>2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。</li> <li>3. 枝につかまったり体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。</li> <li>4. 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から10cmくらいの所を枝直径の3分の1程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5 cmくらいの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。</li> <li>5. 通路上での作業は、標識を設けること。</li> <li>6. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>7. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	安全帯 安全帽
三角梯子・脚立使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三角梯子・脚立は、開き止めがついた丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>2. 三角梯子・脚立は、使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</li> <li>3. 三角梯子の設置は、三角梯子の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。</li> </ol>	安全帽

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
	<p>4. 三角梯子・脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。</p> <p>5. 三角梯子・脚立の天板上に立って作業しないこと。</p> <p>6. 三角梯子上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。脚立上での作業についても同様の注意をすること。</p> <p>7. 三角梯子・脚立を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。</p> <p>8. 作業中の三角梯子・脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。</p> <p>9. 通路での作業は、標識を設けること。</p> <p>10. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>11. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>	安全保護具
梯子使用の作業	<p>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合には、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>3. 梯子は、地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は60cmぐらい上方に出し、ロープ等でしばり、固定すること。</p> <p>4. 脚立を梯子として使用する場合は、止め金を確実に掛けること。</p> <p>5. 梯子を昇降する際は、手に道具等を持たないこと。また、飛び降りないこと。</p> <p>6. 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>7. 作業中の梯子周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。</p> <p>8. 通路での作業は、標識を設けること。</p> <p>9. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</p> <p>10. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>11. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>	安全帽
足場板使用の作業	<p>1. 足場板をかけわたす台は、脚立に限ることとし、脚立の設置間隔は1.8m以下とすること。また、足場板の設置高さは2m以下とすること。</p> <p>2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくなるようにすること。</p> <p>3. 足場板は、ゴムバンド等でしばり固定すること。</p> <p>4. 足場板は、作業床の幅が40cm以上になるように2枚以上かけわたすこと。</p> <p>5. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>6. 作業中の足場周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。</p> <p>7. 通路での作業は、標識を設けること。</p> <p>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>	安全帽

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
手刈り作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同で、刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</li> <li>2. 使用休止中の刈込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないこと。邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> </ol>	
動力器具使用 の作業 (ハッジトリマー・ チェーンソー)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. チェーンソーの使用は、地上に限ることとする。</li> <li>2. 使用前に必ず点検し、異常があれば使用しないこと。特に、チェーンソーは、チェーンのゆるみがないかを確認すること。</li> <li>3. 安全ガードは必ず取り付けること。</li> <li>4. 安全帽、保護衣（防護ズボン又はチャップス等）を着用すること。</li> <li>5. 作業前に周囲の障害物を確認し、できるだけ除去しておくこと。</li> <li>6. 作業中は、周囲に人を近づけないこと。特に立木の伐採作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には作業者以外の者を立ち入らせてはならないこととする。</li> <li>7. ガソリン類を使用する場合は、火気には十分注意すること。</li> <li>8. 電気機械の使用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>(2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。</li> <li>(3) スイッチの切り、入れやコンセントの差込み、引抜きは、慎重に行うこと。</li> </ol> </li> <li>9. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること。</li> <li>10. 動力器具の、掃除、注油、修理、点検は、必ず運転を止めてから行うこと。</li> </ol>	安全帽 保護衣
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路の障害物はあらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</li> <li>3.トラックでの、道具などの積み降ろしは、荷くずれがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。</li> </ol>	安全帽

作業別安全就業基準2 (作業名:除 草)

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
作 業 一 般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口のしまったものにする。</li> <li>(2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>(3) 安全帽または作業帽を、必ず着用すること。</li> <li>(4) 手袋（軍手等）を必ず着用すること。</li> </ol> </li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 斜面での作業は、滑り易いので、十分注意すること。</li> <li>8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>9. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>11. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	安 全 帽
手 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガラスの破片、釘等に注意すること。</li> <li>(2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</li> <li>(3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。</li> </ol> </li> <li>2. 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。</li> <li>(2) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしないこと。邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> </ol> </li> </ol>	保 護 眼 鏡
刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刈払機の使用作業は、安全の確保に十分注意すること。</li> <li>2. 使用前に必ず点検すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネジのゆるみはないか。</li> <li>(2) 作業に合った刃がついているかどうか。</li> <li>(3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常があれば使用しないこと。</li> </ol> </li> <li>3. 安全ガードは必ず取り付けること。</li> <li>4. 安全帽、保護眼鏡、脛あてを着用すること。</li> <li>5. 作業前に周囲の障害物を確かめ、できるだけ除去しておくこと。</li> <li>6. 作業中は、小石等の飛散に十分注意し、半径10m以内に他の人を近づけないこと。また、状況に応じて保護パネル等で、事故を防止すること。</li> <li>7. 急斜面および雨天時の作業は、滑り易いので避けること。</li> <li>8. ガソリン類を使用するので、火気には十分注意すること。</li> <li>9. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること。</li> <li>10. 刈払機の、掃除、注油、修理、点検は、必ず運転を止めてから行うこと。</li> </ol>	安 全 帽  保 護 眼 鏡  脛 あ て  保護パネル

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を必ず着用すること。</li> <li>2. 長時間の作業は避けること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。</li> <li>4. 水分を補給すること。</li> </ol>	
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</li> <li>3. トラックでの、道具などの積み降ろしは、荷くずれがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。</li> </ol>	安全帽

作業別安全就業基準3 (作業名:薬剤散布作業)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。特に、疲労していると、中毒をおこしやすいので注意すること。</li> <li>2. 薬剤の使用にあたっては、容器の表示事項に従って、安全かつ適正な使用をすること。</li> <li>3. 定められた濃度、使用量を守ること。</li> <li>4. 必要な散布液量だけ、つくること。</li> <li>5. 散布にあたっては、必ず、保護マスク、保護眼鏡、ゴム手袋を使用すること。</li> <li>6. 散布にあたっては、風向きに充分注意すること。また、風の強いときは散布を避けること。</li> <li>7. 作業現場に人が近づかないよう充分注意すると共に、周囲の住民、通行人、ペット、農作物、自動車等にも配慮すること。 特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。</li> <li>8. 水道、井戸、池、河川等の周辺での使用に際しては、充分注意すること。</li> <li>9. 散布作業は、涼しい時間帯に行うこと。</li> <li>10. 連続2時間以上の作業はしないようにし、30分以上休憩をとること。</li> <li>11. 作業途中での喫煙や飲食は、絶対にしないこと。</li> <li>12. 残った薬剤を保管するときは、容器を変えると、誤飲、誤使用のもととなるので、他の容器に移しかえないこと。</li> <li>13. 残った薬剤や散布に用いた器具の洗浄液は、大量の水で薄めて処分する等、適正に処理すること。</li> <li>14. 空になった薬剤の容器は、良く洗い、洗った水は、調合液へ入れるなど、適正に処分すること。</li> <li>15. 作業後は、身体をきれいに洗うこと。</li> <li>16. 作業後は、飲酒を控えて早く寝ること。</li> <li>17. 作業期間中は、衣服を毎日取替えること。</li> <li>18. めまいや頭痛等、身体に異常を感じたときは、すぐに、医師の診断を受けること。受診の際は、使用した農薬等の名称を医師に伝えること。</li> <li>19. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>20. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>21. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	<p>保護マスク</p> <p>保護眼鏡</p> <p>ゴム手袋</p>
動力噴霧器使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用前に必ず点検し、異常があれば使用しないこと。</li> <li>2. ガソリン類を使用する場合は、火気には十分注意すること。</li> <li>3. 電気機械の使用 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>(2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。</li> <li>(3) スイッチの切り、入れやコンセントの差込み、引抜きは、慎重に行うこと。</li> </ol> </li> </ol>	



作業別安全就業基準 4 (作業名: 営繕関係)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. ブロック塀等の上に立って作業しないこと。</li> <li>4. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服の袖口、ズボンの裾は、締まったものを着用すること。</li> <li>(2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、釘の踏抜き等を防ぐこと。なお、足場板上等での作業には、地下足袋またはこれに準ずる履物を使用すること。</li> <li>(3) 安全帽は、正しく着用すること。高所作業でなくとも、高さ50～60cmで転落、死亡した例がある。</li> </ol> </li> <li>5. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>6. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>7. 電気、ガス、水道等の配線・配管に十分注意すること。</li> <li>8. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>9. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>10. 工具類や機械は、正しく取り扱い安全に作業すること。</li> <li>11. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>12. 作業後は、床面等の清掃、後片づけを行うこと。</li> <li>13. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	安全保護具 安全帽
梯子・脚立等 使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 足元が2 m以上の高さでは作業しないこと。</li> <li>2. 作業現場の状況に応じて、安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 無理な姿勢で作業しないこと。</li> <li>4. 道具等を落とさないよう注意すること。</li> <li>5. 通路での作業は、標識を設けること。</li> <li>6. 作業をしている下には、他の人を近づけないこと。</li> <li>7. 梯子の使用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>(2) 滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合は、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>(3) 平面に対して75度にかけることを原則とする。</li> <li>(4) 不安定なところに掛けないこと。</li> <li>(5) 脚立を梯子として使用する場合は、止め金を確実に掛けること。</li> <li>(6) 飛び降りないこと。</li> </ol> </li> <li>8. 脚立の使用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>(2) 安定した水平な床面で使用すること。</li> <li>(3) 開き止めを確実にかけること。</li> <li>(4) 脚立の天板上に立って作業しないこと。</li> <li>(5) 飛び降りないこと。</li> </ol> </li> </ol>	安全保護具 安全帽 安全帯

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
	<p>9. 足場使用の作業</p> <p>(1) 脚立を利用して足場板をかけわたすときは、脚立の設置間隔を1.8m以下とすること。また、足場板の設置高さは2m以下とすること。</p> <p>(2) 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること。</p> <p>(3) 足場板は、ゴムバンド等でしばり固定すること。</p> <p>(4) 足場板は、作業床の幅が40cm以上になるように2枚以上かけわたすこと。</p> <p>(5) 作業中の足場周辺には、機械器具等を放置しないこと。</p>	
動力器具使用の作業	<p>1. 動力器具の使用作業は、安全の確保に十分注意すること。</p> <p>2. 使用前に必ず点検し、異常があれば使用しないこと。</p> <p>3. 安全ガードは必ず取り付けること。</p> <p>4. 作業前に周囲の障害物を確認し、できるだけ除去しておくこと。</p> <p>5. 作業中は、周囲に人を近づけないこと。</p> <p>6. ガソリン類を使用する場合は、火気には十分注意すること。</p> <p>7. 電気機械の使用</p> <p>(1) 濡れた手で取り扱わないこと。</p> <p>(2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。</p> <p>(3) スイッチの切り、入れやコンセントの差込み、引抜きは、慎重に行うこと。</p> <p>8. 動力器具の、掃除、注油、修理、点検は、必ず運転を止めてから行うこと。</p>	
塗装	<p>1. 有機溶剤および粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診査等を受けるなど自発的に健康管理に努めること。</p> <p>2. 塗料を塗布するときは、通風、換気に配慮すること。特に有機溶剤類については、十分に注意し、換気の悪い場所での作業は絶対に行わないこと。引火性のもの等危険物を使用するので、火気に注意すること。特に喫煙は、作業場以外の所定の場所ですることとし、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。</p> <p>3. 塗料・溶剤等が目に入った場合は、直ちに十分洗眼すること。</p> <p>4. 表面処理剤・剥離剤等薬品を使用して作業するときは、保護眼鏡、手袋、前かけ、長靴を着用すること。</p> <p>5. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに十分に洗い落とすこと。</p> <p>6. 剥離作業を行う場合は、保護マスク、保護眼鏡を着用すること。</p> <p>7. 床面にこぼれた塗料、溶剤、薬品等は、直ちに拭きとること。</p>	<p>保護マスク</p> <p>保護眼鏡</p>
大工 左官ほか	<p>1. 既存物の取りはずし作業等については、落下物などに十分注意し、状況に応じて、安全帽、保護マスク、保護眼鏡等を使用すること。</p> <p>2. 機械器具や刃物等を使用するので、その取り扱いに十分注意するとともに、作業現場に他の人を近づけないこと。</p> <p>3. 木くず等、燃え易いものがあるので、火気に注意すること。特に喫煙は、作業場以外の所定の場所ですることとし、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。</p>	<p>安全帽</p> <p>保護マスク</p> <p>保護眼鏡</p>

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路の障害物はあらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</li> <li>3. トラックでの、道具などの積み降ろしは、荷くずれがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。</li> </ol>	安全帽

作業別安全就業基準 5 (作業名:ビル等の清掃)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装は、常に衛生的に心掛け、作業にあったものを着用すること。</li> <li>4. 洗剤やワックス等を使用する場合は、特に滑り易くなるので、十分注意し、履物は、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。</li> <li>6. 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、直ちに十分洗眼すること。</li> <li>7. 溶剤のガスは、なるべく吸い込まないようにすること。場合によっては、保護具を着用すること。</li> <li>8. 作業中は、必要に応じ、「清掃中」の看板を立て、また、立ち入り禁止の標示や作業区域にロープを張るなどすること。</li> <li>9. 作業に使用した機械や資材は放置しないで、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>10. 重量物の取扱いは、特に慎重に行うこと。</li> <li>11. 機械器具の故障その他異常の箇所を発見したときは、使用しないこと。</li> <li>12. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけこと。</li> </ol>	<p>保護マスク</p> <p>ゴム手袋</p>
清掃用機械器具使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械器具の使用作業は、安全の確保に十分注意すること。</li> <li>2. 使用前に必ず点検し、異常があれば使用しないこと。</li> <li>3. 作業前に周囲の障害物を確かめ、できるだけ除去しておくこと。</li> <li>4. 電気機械の使用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>(2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。</li> <li>(3) スイッチの切り、入れやコンセントの差込み、引抜きは、慎重に行うこと。</li> </ol> </li> <li>5. ポリッシャーの使用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで、作業すること。</li> <li>(2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。</li> </ol> </li> </ol>	
梯子・脚立等使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子・脚立等を使用する場合、足元が2 m以上の高さでは作業しないこと。</li> <li>2. 作業現場の状況に応じて、安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 梯子の使用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>(2) 滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合には、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>(3) 不安定なところに掛けないこと。</li> <li>(4) 滑る床の上に立てないこと。</li> <li>(5) 踏み台の上に立てないこと。</li> <li>(6) 立てかける角度を床に対して75度にする。</li> <li>(7) 脚立を梯子として使用する場合は、止め金を確実に掛けること。</li> <li>(8) 安定を確かめてから登ること。</li> </ol> </li> </ol>	安全帽

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
	<p>(9) 飛び降りないこと。</p> <p>(10) 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>4. 脚立の使用</p> <p>(1) 開き止めがついた、丈夫な構造のものを使用すること。</p> <p>(2) 安定した水平な床面で使用すること。</p> <p>(3) 開き止めを確実にかけて使用すること。</p> <p>(4) 脚立の天板上に立って作業しないこと。</p> <p>(5) 飛び降りないこと。</p> <p>(6) 脚立上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>5. 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、踏み台の代わりに回転椅子、折りたたみ椅子は絶対に使用しないこと。</p> <p>6. 資材や器具が上から落下しないように気をつけること。</p>	
窓ガラス等の清掃作業	<p>1. 無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>2. ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。</p> <p>3. 窓等の開閉には十分注意して作業をすること。</p>	